R05.10.1 現在

申立時に必要な郵便料金(保管金・郵便切手)一覧表

函館地方裁判所民事部

函館簡易裁判所

事件名			保管金で納入する場合	郵便切手で納入する場合 内訳(円) 500	350	100	94	84	50	30	20	10	5	2	1	合計	備考
第一審訴訟(地裁)			4,500円	4		14		5	6		20	14		12		4,684円	
(被告が1名増す毎に右記を追加)			2,500円	4		4		3				8				2,732円	
通常訴訟・少額訴訟(簡裁)				6		12		5			10	10	5	5	5	4,960円	
(被告が1名増す毎に右記を追加)				6		2		3				5	5			3,527円	
民事調停事件(簡裁)								3				8		6	1	345円	
(相手方が1名増す毎に右記を追加)								1				8		6	1	177円	
労働審判事件			3,000円	3		7		3	10		10	10		8		3,268円	
証拠保全の申立て								1								84円	
債権差押命令事件(陳述書催告申立てあり)				4	1	3	1	6	1		2	5			8	3,396円	※債権及びその他の財産権を目的とする担保権実行・行使の場合で,債務者と所有者(共有者)が同一人でない場合は所有者(共有者)を1名として計算する。
(債務者が1名増す毎に右記を追加)				2		1	1					1				1,204円	
(第三債務者が1名増す毎に右記を追加)(陳述書催告申立てあり)				2	1	2		1	1							1,684円	
配偶者暴力等に関する保護命令事件	申立て			3		1		1	3		2	3		2		1,908円	※事案や郵便物の重量等により,速達料金等が加重される場合があります。
配偶者暴力等に関する保護命令事件	命令取消し							2								168円	
保全命令事件(地裁・簡裁)	申立て	債権仮差押		1,194円×(債権者数+債務者数) (1,204円+434円)×第三債務者数													
保全命令事件(地裁・簡裁)	申立て	不動産仮差押・仮処分		1,194円×(債権者数+債務者数) 574円×2×登記所数													
保全命令事件(地裁・簡裁)	申立て	不動産占有移転禁止仮処分		1,194円×(債権者数+債務者数)													
保全命令事件(地裁・簡裁)	申立て	仮の地位を定める仮処分		1,194円×債権者数 (1,194円+84円×5)×債務者数													
保全命令事件(地裁・簡裁)	担保取消	民訴法79条1項(担保事由の消滅)		1,194円×1 、 84円×1												1,278円	
保全命令事件(地裁・簡裁)	担保取消	民訴法79条2項(被申立人の同意)		1,194円×1 、 84円×1												1,278円	
保全命令事件(地裁・簡裁)	担保取消	※ 即時抗告権を放棄している場合		84円×2												168円	
保全命令事件(地裁・簡裁)	担保取消	民訴法79条3項(訴訟の完結)		1,194円×1 、 84円×1												1,278円	
保全命令事件(地裁・簡裁)	担保取消	権利行使催告申立て		1,194円×1												1,194円	
破産事件(同時廃止)	函館の弁護士申立て			84円×債権者数													
破産事件(同時廃止)	函館の司法書士申立て			84円×(債権者数+2)													
破産事件(同時廃止)	函館以外の弁護士及び司法書士の申立て			84円×(債権者数+3)													
破産事件(同時廃止)	本人申立て			84円×(債権者数+2)													
個人再生事件	再生債権者のみの場合	函館の弁護士申立て		(94円+84円+10円)×再生債権者数													
個人再生事件	再生債権者のみの場合	函館の司法書士申立て		(94円+84円+10円)×再生債権者数 84円×3													
個人再生事件	再生債権者のみの場合	函館以外の弁護士及び司法書士の申立て		(94円+84円+10円)×再生債権者数 84円×4													
個人再生事件	再生債権者及び住宅資金債権者の場合	函館の弁護士申立て		(94円+84円+10円)×再生債権者数 84円×住宅資金債権者数×2													
個人再生事件	再生債権者及び住宅資金債権者の場合	函館の司法書士申立て		(94円+84円+10円)×再生債権者数 84円×住宅資金債権者数×2 84円×3													
個人再生事件	再生債権者及び住宅資金債権者の場合	函館以外の弁護士及び司法書士の申立て		(94円+84円+10円)×再生債権者数 84円×住宅資金債権者数×2 84円×4													